

第3章

重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトとは
2. 重点プロジェクトの展開

1. 重点プロジェクトとは

重点プロジェクトとは、直方市のよりよい環境づくりを目指して、環境保全行動計画の計画期間中に重点的な取り組みを進めるプロジェクトです。

①取り組みやすいこと、②取り組みによる改善効果が大きいこと、③取り組みの進み具合（効果）が評価（確認）しやすいことを踏まえて、次の二つを選定しました。

●環境学習プロジェクト

●里地里山の保全・再生プロジェクト

2. 重点プロジェクトの展開

(1) 環境学習プロジェクト

<行動指針>

私たちの生活は、清らかな水や大気、緑豊かな山々に囲まれ自然の恵みを受けて暮らしている一方で、大量生産、大量消費の現代社会は二酸化炭素を排出することにより地球温暖化を招き、近年、集中豪雨や台風の強大化などの自然災害に見舞われています。

この他にもたくさんの環境問題を抱えており解決していくために、さまざまな取り組みが行われていますが、こども達の環境教育も重要な取り組みのひとつです。少子高齢化社会の中、数少ないこども達が環境問題を知ること、考えること、取り組むことは、私達が日常の生活の中で使用する車や家電製品を動かすために必要なガソリンや石炭などの資源を確保することと同様に、これからの環境を守っていくための貴重な人材資源です。現在は小学生高学年を中心に環境学習を行っていますが、この活動を低学年まで拡大し、人材を育成していきます。

<基本方針>

今般の地球温暖化やごみなどの様々な環境問題について、環境授業を通して学んだり、環境関連施設へ見学に行き直接触れて知識を得たり関心を引くことで保全活動の必要性を認識させ、こども一人ひとりができる活動をみずから見つけ行動して行きます。

また、学んだ知識や活動内容について発表会などを行い、学校全体で情報や問題を共有し、小学生低学年へも環境活動の意識を持たせ、更に活動を広げることにより人材を育成していきます。

<対象者>

小学生全学年

<事業の進め方>

平成27年度

①小学校の選定

各小学校へ環境学習を周知し、実施する小学校を決定します。

②教材作成、資材準備

環境学習で使用する教材の作成や必要な資材を準備します。

③学校との打合せ

実施に向けて、こども会議や環境授業の日程などの打合せを行います。

平成28年度以降

①こども会議の開催

会議の中では、こども達をとりまく様々な環境問題について、興味のあること、知識が不足していること、学びたいことなどをこども達から聞き取り、その中から、学びたいことや知識を身につけることが必要な環境問題のテーマを決めて、環境授業や環境活動へと繋げていきます。

②環境授業の実施（出前講座）

こども会議で決定した環境問題のテーマについて、問題の現状や課題などを全般的に説明し知識を取得することを目的に、市職員による授業を実施します。

この授業を通して、環境問題が一部の範囲や社会だけの問題に限らず、こども達の生活にも深く関係していることを伝え、解決するための取り組みを考え、見つけ出す機会にします。

また、必要に応じて、内容の充実や種類を増やしていくことで、環境授業の質の向上を図っていきます。

環境授業の種類（例）

- ごみとくらし
- 地球温暖化問題
- グリーンコンシューマー運動※1
- 全教科の環境問題の学習をアドバイザーなどで参加支援

※1 グリーンコンシューマー（Green-Consumer）とは、訳すると「緑の消費者」の意。この「緑」は「環境にやさしい」を意味しており、買い物をするときに、できるだけ環境に配慮した製品を選ぶことによって、社会を変えていこうとする消費者のことを言う。

③環境活動

環境授業(出前講座)において、こども達が考え見つけ出した取り組みについて、学校や家庭で先生や家族及び市の協力を得ながら取り組みます。

また、ごみ処分場や浄水場などの環境関係の施設見学や夏休みの自由研究などで環境問題について調べます。

環境活動(例)

- ・ごみ処分場、浄水場などの施設見学
- ・拠点回収に資源物の排出を手伝う
- ・ごみの排出を手伝う
- ・こども環境家計簿に取り組む
- ・夏休みの自由研究として環境問題を調べる

④活動報告

これまで学習してきた環境問題について、こども達の活動や調べた内容の発表会を行います。

発表会を通して、こども達の考えや捉え方に様々な違いや視点があることをお互いが共有し合い、引き続き環境問題に取り組んでいく大切さを学んでもらいます。

⑤修了証書の授与

環境問題の取り組みに対して、修了証書などを授与します。

⑥事業の点検・評価・見直し

こども達の環境問題の認識度や進捗状況などを点検し、無理なく積極的に取り組めるように必要に応じて改善策や新たな取り組みを検討します。

事業の進捗状況と効果を踏まえ、日々変化する環境問題に柔軟に対応するため環境授業の種類の変更や、新しく追加することで事業の充実を図ります。

<各主体の行動計画>

①小学生

こども達は、環境問題を認識することより、市が行う環境学習に積極的に参加し、環境意識の向上に努めます。

②直方市

環境授業などを充実するなど環境教育の推進に努め、環境認識を小学校低学年まで拡大し、人材を育成していきます。

<スケジュール>

環境教育プロジェクトのスケジュール表（四半期）

作業項目	H27 年度			年間スケジュール			
	6 月	9 月	12 月	(開始年度 H28 年度、目標年 H36 年)			
小学校の選定	■	■					
教材作成、資材準備		■	■				
学校と打合せ		■	■				
こども会議の開催				■			
環境関連認識度調査				■			
授業・活動の決定				■			
環境授業				■			
環境活動					■		
施設見学など					■		
活動報告						■	
点検・評価・見直し							■

(2) 里地里山の保全・再生プロジェクト

<行動指針>

「みんなで守ろう古里のおがたの森、深めよう広めよう里地里山の魅力」

<基本方針>

第1次行動計画で取り組んできた上頓野地区をモデルとして、引き続き、市内に存在する里山を本来あるべき姿に再生し、野生生物の重要な生息地として、また市民にとって有用な環境資源となるように、自然との共生を図りながら保全していきます。

上頓野地区については、第1次行動計画に基づいて取り組んできた、樹木や侵入竹の伐採処理などの里山保全を行っていくと共に、まだ整備されていない周辺の森林を里山へと拡大していき、本来の里山の姿へと再生し、市民が里山と触れ合うことが出来るように遊歩道などの整備をしていきます。

また、季節に応じたあじさい鑑賞や里山収穫祭などの自然体験型のイベントを市内はもとより市外からの参加者を受け入れることで広く開放された活動を開催し、市民や青少年の環境保全に対する意識の高揚と環境保全に携わる人材の育成を図っていきます。

<事業の進め方>

○新しい里地里山地区

① 候補地の選定

- ・ 上頓野地区で実施してきた取り組みをモデルにして、新入地区やその他の地区へ活動範囲を広げていく。
- ・ 里山保全活動に係る地元、森林所有者及び関係者などの理解を得て、協定などを締結する。

② 活動組織の結成

- ・ 里山保全活動を主体的に行う人を、地元住民を中心に募集し、活動母体として組織化する。

③ 参加を呼びかけるイベント・勉強会の開催（里山の実態報告、保全活動趣旨の説明、上頓野地区の取り組み事例の紹介）

- ・ 候補地における里地・里山利用を念頭においた地域資源調査を実施する。
- ・ 地域資源調査結果を踏まえ、里山の保全・利用に関する講演会、勉強会、体験型イベントを開催し、市民の理解を深め、活動への参加を図る。

④ 里山保全活動（森林整備、里山利用、イベント企画・運営）

- ・ 里山の保全事業は、目標や事業計画を明確にしたうえで、市民団体が主体的に行う。

【活動例】 森づくり、生き物の保全、学びの里、農作物栽培、炭焼き、
堆肥づくり、レクリエーション、イベント

- ・ 行政は、主体となる市民団体との情報の共有化や技術的な支援を図り、主体の活動に必要な財政的支援を行う。

【支援例】 林野庁の活動支援交付金、福岡県森林環境税、
福岡県水源の森基金、行政及び森林組合の資機材など

⑤ 事業の点検・評価、見直し（PDCA）

- ・ 毎年の活動状況などを市に報告するとともに、目標年度（平成 36 年）には、保全活動、環境保全、経済効果について点検・評価し、事業活動の見直しを行う。

○上頓野金剛地区

① 活動組織の円滑な運営

- ・ 高齢化した活動組織を円滑に運営するために幅広い世代の参加者を確保し、持続的な組織運営体制を構築する。

② 里山保全活動（森林整備）

- ・ 交付金及び公募事業を継続して活用することにより、樹木の間伐や竹の伐採などの保全活動に取り組んでいく。

③ 里山と触れ合うイベントの開催

- ・ 体験型イベントを継続的に開催し、里山保全に関する市民の意識や理解を深め、活動への参加を図る。
- ・ 里山の保全を通じて、環境問題への意識の高揚を図る。

④ 事業の点検・評価、見直し（PDCA）

- ・ 毎年の活動状況などを市に報告するとともに、目標年度（平成 36 年）には、保全活動、環境保全、経済効果について点検・評価し、事業活動の見直しを行う。

<各主体の行動計画>

① 市民

- ・ 市民団体が企画するイベントや保全活動に積極的に参加・協力する。
- ・ 行政が企画する講習会，ボランティア育成講座などに参加する。

② 市民団体

- ・ 市民を募って里地里山の保全活動を行う市民団体を結成する。
- ・ 民間の里山保全公募事業や、行政と共有した情報を活用した活動資金をもとに

団体の運営を行う。

- ・ 活動の年間計画を企画し、市民・事業者・行政と協働で里山保全活動に取り組む。毎年の活動状況についてインターネットなどで公開する。

③ 事業者

- ・ 里山の所有者（管理者）は、里山の適切な維持管理に努める。
- ・ 里地里山の保全活動に参加・協力する。

④ 直方市

- ・ 市民参加の里地里山の保全活動を人的支援や様々な補助金の活用などを行う。
- ・ 地元と市民団体との円滑な調整に努める。
- ・ 里山保全の重要性を市民に周知するための啓発活動を積極的に行う。
- ・ 里山保全を学校教育のカリキュラムに加え、環境教育を推進する。
- ・ 里山の資源を地産地消するためのシステムを構築する。

<行動スケジュール>

新しい里地里山地区のスケジュール表

作業項目	年度							
	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	...	目標年 H36年	...
候補地の選定	■							
地元コンセンサス		■						
自然環境資源基礎調査			■					
活動ボランティア募集			■					
イベント・勉強会開催				■	■	■	■	■
活動団体の発足				■	■			
活動の企画・運営					■	■	■	■
保全活動の実施					■	■	■	■
点検・評価・見直し							■	■

